

佐賀市立東与賀中学校 「部活動に係る活動方針」

令和 7 年 4 月

1 部活動の学校教育における位置づけ

(1) 学校教育の一環としての部活動

学習指導要領には、部活動について、学校教育の中で果たす意義や役割を踏まえ「学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意する」ことが明確に示されている。このことから部活動は教育課程との関連を図りつつ、効率的・効果的な取組をしていく必要がある。

(2) 部活動の目的

中学校学習指導要領解説 総則編 P123 ②教育課程外の学校教育活動と教育課程との関連（第1章第5の1のウ）では、以下の解説がある。

生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意する。

本校では、これを部活動の目的として準用する。

(3) 部活動の意義と効果

ア 部活動は、生徒の自主的、自発的な参加によって行われる活動である。

イ 学校教育活動の一環として行われる部活動は、異年齢との交流の中で、生徒同士や教師と生徒等の人間関係の構築を図ったり、生徒自身が活動を通して自己肯定感を高めたりするなどの教育的意義が大きい。

ウ 学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養、互いに協力し合って友情を深めるといった好ましい人間関係の形成等に資することから、中学生の「生きる力」を育む大きな原動力ともなっている。

エ 体力の向上や健康の保持増進はもとより、スポーツや文化、科学等に興味と関心をもつ同好の生徒が、より高い水準の技能や記録に挑戦する中で、スポーツの楽しさや文化、科学等の創造や発見の喜びを味わい、生涯にわたって豊かなスポーツライフや芸術文化と豊かに関わる資質や能力を育てることができる。

オ 部活動にはこのように大きな教育的な意義と効果があり、生徒の実態や指導に当たる部活動顧問の負担、学校の状況等をよく踏まえ、バランスが取れた適切な運営体制を構築することが必要となる。

2 本校の部活動運営

(1) 校長の役割

ア 校長は、佐賀市教育委員会が示す「佐賀市立中学校に係る部活動の方針」に則り、毎年度、「東与賀中学校の部活動に係る活動方針」を策定する。

イ 校長は、「東与賀中学校の部活動に係る活動方針」及び各部活動の「年間の

活動計画」を公表する。

ウ 校長は、各学校の部活動数について、生徒及び教員の数、部活動指導員の配置状況を踏まえ、円滑に部活動を実施できるよう適正な数の部を設置する。

エ 校長は、部活動顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的・効果的な運営、顧問の校務分掌を考慮し、部活動指導員の配置状況を勘案した上で行う。

オ 校長は、設置する部活動について、生徒のけがや事故を未然に防止し、不測の事態が発生した場合に適切な対応ができるよう、複数の顧問を配置するよう努める。

カ 校長は、部活動指導員等の協力を得る場合には、学校全体及び各部の「目標や方針」、「活動計画」、「具体的な指導内容や方法」、「生徒の状況」、「事故対応」等について、学校、顧問の教員及び部活動指導員等との間で十分な連絡調整を行い、情報の共有と共通理解を図る。

キ 校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各部活動の活動内容を把握し、生徒が安全に活動等を行い、教員の負担が過度とならないよう、適宜、指導・是正を行う。

ク 校長は、生徒に与える教育的意義、生徒及び部活動顧問の負担等を考慮し、参加する大会・試合等を精査する。

① 土曜日、日曜日のいずれかに休養日が設定できるよう、原則として大会等（練習試合を含む）への参加が連続週にわたることがないよう考慮する。

② 県大会規模の大会については年4回程度の参加を目安とする。

ケ 校長は、単一の学校では競技等として成立する人数に満たない場合には、複数校で編成する合同チームの設置等を検討するなど、生徒の多様なニーズに応じた活動を行うことができる部の設置等に努める。

コ 校長は、学校と地域・保護者が共に子供の健全な成長のための教育、スポーツ・文化環境の充実を支援するパートナーという考え方の下で、こうした取組を推進することについて、保護者の理解と協力を促す。

サ 校長及び部活動顧問は、部活動の実施に当たっては、スポーツ庁及び県・市が作成したガイドラインに則り、生徒の心身の健康管理、事故防止及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。

なお、夏季の部活動における高温や多湿時の活動では、熱中症事故防止の観点から適切な対策を講じるとともに、気象庁の高温注意情報や環境省熱中症予防情報サイト上の暑さ指数等に応じて、活動時間の変更、または、中止等も視野に入れて柔軟に対応する。

シ 校長は、部活動が勝利至上主義の意識・価値観による行き過ぎたものとならないよう配慮する。その際、目先の勝敗にとらわれて長時間の練習を行うことが生徒のためにならないことを理解し、スポーツ障害やバーンアウトを防ぐことなどについて保護者にも理解と協力を得るよう努める。

ス 校長は部活動顧問を委嘱する。各部に原則として2名以上を置く。

(2) 顧問の役割

ア 部活動顧問は、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）並びに毎月の活動計画及び活動実績を作成し、校長へ提出する。

イ 部活動顧問は、生徒及び保護者等に対し「活動目標」、「指導の方針」、「活動計画」、「指導内容や方法」等を具体的に示す。

ウ 部活動顧問は、教育課程の関連を図る上においても、生徒が自ら考え、計画していく「ボトムアップ理論」に基づく指導方法等を実践し、生徒自らが自分の目標や課題を設定し、その達成、解決に向けて必要な内容や方法を考えたり、調べたりして、実践につなげられるよう部活動に主体的に取り組む力を育成する。

エ 部活動顧問は、生徒の心身のバランスのとれた成長を図る観点から、各競技の特性を踏まえた科学的なトレーニング方法を積極的に導入し、生徒の発達段階に応じた適切な休養を取りながら、短時間で効果が得られる活動を実施する。

その際、中央競技団体等が示す指導手引き等を活用し、合理的で効果的な活動とする。

(3) 部員

ア 部員は、本校生徒の希望者（任意加入）で構成する。

イ 入部希望者は、規定の入部願い及び誓約書を提出し、入部の許可を得る。

ウ 部活動への入部は、原則として3年間とする。

(4) 設置する部活動

本校では、次の部活動を設置する。

1. 軟式野球 2. サッカー 3. ソフトボール 4. ソフトテニス（女子）
5. バレーボール（女子） 6. 男子卓球 7. 女子卓球
8. バスケットボール（男子）

(5) 部の新設・休部・廃部

次の基準を参考にし、職員会議で検討して校長が決定する。

ア 目的及び基本方針に合った活動が可能であるか。

イ 顧問の配当が可能であるか。

ウ 原則として、学校内での活動が可能であるか。

エ 部の活動が適切に継続して活動できる部員数であるか。

※2年連続で年度当初に新入部員がいない場合は、次年度の募集は行わない。

(6) 年間の日程

4月・職員会議において、「佐賀市立中学校に係る部活動の方針」と本校の「部活動の在り方に関する方針」を確認する

- ・顧問は年間の活動計画を作成する。

5月・PTA総会後に、部活動全体会を開催する。

- ・各部の保護者会において、「部活動の在り方に関する方針」の説明と「年間の活動計画」を提示する。(毎年4月中更新)

3月・職員会議において、今年度の反省をまとめ、次年度の方針に反映させる。

(7) 休養日

ア 学期中の休養日（週当たり2日以上）

- ① 平日：少なくとも1日を休養日とする。原則、毎週水曜日。
- ② 週休日：土曜日、日曜日の少なくとも1日以上を休養日とする。
- ③ その他：大会等（練習試合を含む）により、週休日に活動する必要がある場合は休養日を平日に振替える。

イ 長期休業等の休養日

- ① 学期中に準じた扱いを行う。（週当たり2日以上）
- ② ただし、長期休業の趣旨に鑑み、生徒が家族・地域で過ごす時間等の確保に配慮し、生徒にとって無理のない適切な計画を立て、ある程度の長期休養期間を設ける。

ウ 佐賀市立中学校共通の休養日

- ① 毎月第3日曜日の「県下一斉部活動休養日」
（ア、イに充てることができる。）
- ② 市教育委員会が定める夏期休業中の「学校閉庁日」8/13, 14, 15
（ア、イに充てることができる。）

エ その他の休養日

- ① 中間・期末テスト 3日前
- ② 町民体育大会 当日
- ③ 年末・年始 12月29日～1月3日
- ④ 学校行事 必要に応じてその都度、当日及び前日に定める。
（①～④は、ア、イに充てることができる。）

(8) 活動時間

ア 平日：長くとも2時間程度 ※朝練習（始業前の練習）は行わない。

イ 休業日：長くとも3時間程度（土日および長期休業中の平日）

(9) 下校時刻

ア 平日については、完全下校時刻とする。（別紙参照）

イ 休業日については、活動終了後、30分以内に下校する。

(10) その他

- ア 部として目標とする重要な大会等の直前の時期には、当該大会等を含む4週間の期間で、休養日を合計8日以上確保することを前提に、直前の時期の週当たりの休養日を1日とすることができる。
- イ 季節（10月～2月）による日没時刻の変化等を踏まえ、週単位で活動時間を割り振ることができるものとする。この場合、週当たり長くとも11時間および週あたり2日の休養日を設けることを条件に、土日に両日それぞれ長くとも3時間ずつ活動できる。または、土日にいずれか長くとも6時間活動できる。
- ウ 前記休養日等の設定について、校長による判断が困難な場合は市教育委員会が適切な助言を行う。
- エ 校外での活動の際に、自転車で移動することがあります。自転車保険の加入をお勧めします。
- オ 感染症予防対策
 - (1) 体育館等の屋内の活動については、こまめな換気を実施すること。
 - (2) 活動前に生徒の健康観察を行い、発熱、のどの痛み、咳等の風邪の症状がある場合は活動に参加させないこと。また保護者等との連携により、生徒の健康状態の把握に努めること。
- ※ 別途、佐賀市教育委員会からの通知に従って実施する。
- カ 佐賀県立高等学校入学者選抜に係る部活動の活動については、別途定める。

※ なお、本方針は、令和5年4月1日より、運用を開始する。

◎佐賀市立東与賀中学校における上級学校進学に係る部活動の活動についての内規

R5 1207

1. 本内規の目的

原則、3年生は3年時の夏季総合体育大会終了後は、部活動を引退し教科及び領域の学習に専念するものであるが、私立高等学校にスポーツ推薦で合格した生徒および佐賀県立高等学校入学者選抜特別選抜の体育実技を受検する生徒で、選択競技が所属していた部活動（3年生の夏季総合体育大会時に所属していた部活動）と同一の場合、部活動を引退後に活動を行う際の条件について定めるものとする。

2. 対象生徒

- ① 生徒及び保護者から学級担任へ県立最終確認書提出後に、活動の申出があったとき
 - ② ①を受けて、当該学級担任及び3学年主任と部活動顧問とで協議し、部活動顧問の当該生徒の参加同意が得られたとき
- 上記、①、②を満たし学校長に承認された生徒は参加資格を得るものとする。

3. 活動期間

佐賀県立高等学校入学者選抜特別選抜の体育実技を受検することが決まった日（該当する高等学校との面談が終了後、受検の意思を学級担任に伝え、高等学校に連絡ができている状態）から、3月31日までとする。

4. 活動時間

上記活動期間内の課業日で、当該部活動の活動時間内で活動するものとする。
ただし、生徒の能力、体力、進学先等の状況を踏まえて、個に応じて活動時間を設定することとする。

5. 指導者

部活動顧問と3学年担当が協力して指導するものとする。

6. 活動内容及び服装

指導者の指示に従うものとする。

7. けが等への対応について

令和2年12月24日時点のスポーツ振興センターの運用では、以下の条件を満たしたとき給付される。

- ① 学校長が承認していること
- ② 当該校の教育計画※に位置づけられていること
※学校の行事予定か部活動の練習計画への記載
- ③ 指導要録上の卒業日までであること

但し、スポーツ振興センターの運用は条件が変わる場合があるので毎年確認が必要である。
また、学校長が承認していない任意参加は、学校管理下ではないため支給対象とならない。
スポーツ振興センターの運用に不安がある場合は、別途保険への加入を勧めるものとする。

8. その他

本内規に記載していない事項については、別途関係者で協議の上、学校長が定めるものとする。